

壱岐市農業委員会定例会（令和7年12月）

議 事 録

1. 開催日時 令和7年12月19日（金） 午後4時
2. 開催場所 壱岐市役所 石田庁舎 第4会議室
3. 出席委員 ・・・・ 農業委員長 外 農業委員 17名
4. 欠席委員 無
5. 事務局職員 事務局長 ・・・・ 事務局長補佐 ・・・・ 主事 ・・・・
6. 議事日程
 - 第1. 議事録署名委員の指名 ・・・・番・・・委員 ・・・・番・・・委員
 - 第2. 議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第55号 壱岐農業振興地域整備計画変更(除外)に対する意見について
 - 議案第56号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)に対する意見について
 - 議案第57号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)に対する意見について
7. その他

開 会 （ 午前 15：50 ）

- 事務局 皆さんこんにちは。
ご案内の時間前ではありますが、只今より令和7年12月の農業委員会の総会を開会致します。
本日は、全委員出席です。
本日の出席委員は18名中18名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。
それでは、総会日程2の「会長挨拶」を・・・会長にお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。
- 会 長 皆さんこんにちは。
本日は、今年最後の定例会でございます。明けて、1月、2月で現在のメンバーでの農業委員としての役目は区切りを迎えます。本日は全体で5議案ありますので、皆様方の慎重なご審議をお願いします。
- 議 長 それでは、これより議事に入ります。
まず、議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名人ですが、議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。【はいの声あり】
それでは、本日の議事録署名人は、・・・番・・・委員、・・・番・・・委員にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。なお、本日の会議書記には事務局、・・・主事を指名します。

それでは、議事日程第2の議案第53号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、それでは1頁をお願い致します。議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。所有権移転の案件が5件あがっております。

受け手は、個人でありますので、「農地所有適格法人以外の法人」の適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではないので、「信託要件」の適用もありません。

それから、2件の贈与、2件の売買、1件の賃貸借ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

「全部効率利用要件」は、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、というような3つの内容を審議して頂くこととなります。

60番 土地の所在

| | | | | | | |
|--------|----------------------|------|----|---|----|-------|
| 郷ノ浦町大島 | 字宮野尾 ^{みやのお} | ・・・番 | 地目 | 畑 | 面積 | 213㎡ |
| 同じく | | ・・・番 | 地目 | 畑 | 面積 | 245㎡ |
| 同じく | 字古宮 ^{ふるみや} | ・・・番 | 地目 | 畑 | 面積 | 231㎡ |
| 同じく | | ・・・番 | 地目 | 畑 | 面積 | 3006㎡ |
| 同じく | | ・・・番 | 地目 | 畑 | 面積 | 1022㎡ |
| 同じく | | ・・・番 | 地目 | 畑 | 面積 | 656㎡ |
| 同じく | | ・・・番 | 地目 | 畑 | 面積 | 126㎡ |
| 同じく | | ・・・番 | 地目 | 畑 | 面積 | 1022㎡ |

次の

| | | | | | | |
|--------|--------------------|------|----|---|----|------|
| 郷ノ浦町大島 | 字吹田 ^{ふきた} | ・・・番 | 地目 | 畑 | 面積 | 494㎡ |
|--------|--------------------|------|----|---|----|------|

については、現地確認をした結果、木が生えておりましたので、非農地通知扱いとします。

譲渡人 ・・・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・・・

経営地面積は畑が7015㎡です。

申請理由

譲渡人 後継者へ生前贈与する。

譲受人 受贈し、耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は野菜です。

農機具は、軽トラック、刈払機、管理機を所有してあります。

農作業歴は本人6年、夫6年です。

通作距離については、周辺1km以内です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、花、キュウイ、果樹、サトイモやネギなどの野菜の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。この案件については、渡良地区三島の大島であったため、会長と事務局で、12月12日に譲受人の夫との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願いします。

事務局 はい、この件については、事務局から説明します。

説明の通り、12月12日に会長と譲受人の夫と現地確認を致しました。

譲受人は6年前に夫と壱岐に帰郷し、実家の農業を手伝っておりましたが、譲渡人の母親が90歳を過ぎ、農業ができなくなったので、譲受人に贈与するものです。

親子間の生前贈与でありますので、何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第53号60番は決定します。

続きまして、61番の説明をお願いします。

事務局 説明に入る前に、本案件は、農地法3条の賃貸借による申請であります。農地法3条についておさらいしますと、農地を耕作目的で、所有権を移転し、又は賃貸借権、使用貸借権を設定する場合には、農地法第3条の規定に基づく許可を受けなければなりません。一般に土地を買ったり、借りたりする場合には、売主又は貸主と買主又は借主が売買又は賃貸借契約を締結し、買主又は借主がその代金を支払って土地の所有権又は賃貸借権、使用貸借権等を取得することになります。

本市では、農地の貸借について、中間管理機構の活用を推進しているところですが、貸付人の強い要望により農地法3条の貸借による申請を受け付けたところですが、

61番 土地の所在、

| | | | | | | |
|-------|-----|------|----|---|----|------|
| 勝本町東触 | 字松尾 | ・・・番 | 地目 | 田 | 面積 | 946㎡ |
|-------|-----|------|----|---|----|------|

| | | | | | | |
|-----|--|------|----|---|----|------|
| 同じく | | ・・・番 | 地目 | 田 | 面積 | 965㎡ |
|-----|--|------|----|---|----|------|

| | | | | | | |
|-----|--|------|----|---|----|------|
| 同じく | | ・・・番 | 地目 | 田 | 面積 | 371㎡ |
|-----|--|------|----|---|----|------|

| | | | | | | |
|-----|-----|------|----|---|----|--------|
| 同じく | 字星山 | ・・・番 | 地目 | 畑 | 面積 | 1,551㎡ |
|-----|-----|------|----|---|----|--------|

貸付人、・・・・・・・・・・

借受人、・・・・・・・・・・

経営地面積は田が17,108㎡、畑が6,244㎡です。

申請理由、貸付人、農業規模を縮小するために貸し出す。

賃貸借契約期間令和8年3月1日から令和13年2月28日まで、賃貸借料が年・・・円です。

借受人、借り受けて、農業経営規模を拡大する。ということです。

権利の設定内容は賃貸借です。

「全部効率利用要件」、経営状況は、主な作付けは水稻です。

農機具は、トラクター、ジャイロ、ディスクモア、ブロードキャスタを所有、K型ローラーをリースしてあります。

農作業暦は本人が20年です。

通作距離については、500m程です。

これらの状況から「全体的な有効利用、効率的利用」は問題ないと判断されま

す。「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、飼料や白菜、大根、水菜、ほうれん草などの野菜の作付けでありますので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

12月15日に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行ないました。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願いします。

・・・委員 はい。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 はい、みなさん、こんにちは。担当の・・・です。

事務局の説明の通り、12月15日に本人に確認を致しました。

申請地は全て、現在、譲渡人の・・・さんと譲受人の・・・さんの父・・・さんとの間で農地流動化契約を結んでおり、令和8年2月28日をもって期間満了となるため、3月1日付で譲受人の・・・さんと農地法3条による貸し借りの契約を結ぶものです。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第53号61番は決定します。続きまして、62番の説明をお願いします。

事務局 はい、2頁をお願い致します。

62番 土地の所在

| | | | | | |
|-------------|------|----|---|----|-------|
| 勝本町立石仲触 字椿多 | ・・・番 | 地目 | 田 | 面積 | 1195㎡ |
| 同じく | ・・・番 | 地目 | 田 | 面積 | 692㎡ |
| 同じく | ・・・番 | 地目 | 田 | 面積 | 1124㎡ |
| 同じく | ・・・番 | 地目 | 畑 | 面積 | 100㎡ |
| 芦辺町住吉後触 字柳坂 | ・・・番 | 地目 | 田 | 面積 | 2495㎡ |

譲渡人

譲受人

経営地面積は、田が8176㎡、畑が6857.22㎡です。

申請理由

譲渡人 後継者へ生前贈与する。

譲受人 受贈し、耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は野菜の作付けです。

農機具は、刈払機、管理機、コンバイン、軽トラックを所有してあります。

農作業歴は本人2年、妻15年です。

通作距離については、300m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、じゃが芋、ニンニクなどの野菜の作付けでありますので、周辺への影響は、ないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。12月15日に・・委員さんと譲受人の母親との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願いします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 はい、みなさん、こんにちは。担当の・・です。

事務局の説明の通り、12月15日に本人に確認を致しました。

譲受人は、新規就農者であり、市から支援を受けながら農業に取り組むとのことです。

農地の親子間の生前贈与でありますので、何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第53号62番は決定します。

続きまして、63番の説明をお願いします。

事務局 はい、2頁をお願い致します。

63番 土地の所在

芦辺町中野郷仲触 字郷谷^{ごうや} . . . 番 地目 田 面積 836㎡

同じく . . . 番 地目 田 面積 2,396㎡

同じく . . . 番 地目 田 面積 1,219㎡

譲渡人

譲受人

経営地面積は、田が39,302㎡です。

申請理由

譲渡人 高齢で管理できないので売却する。

譲受人 買い受けて、農業経営規模を拡大する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は水稻の作付けです。

農機具は、トラクター、コンバイン、ハーベスタ、軽トラック、田植機を所有してあります。

農作業歴は本人及び妻がそれぞれ20年、二男及び二女の妻がそれぞれ12年です。

通作距離については、3km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。12月15日に・・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願いします。

・・・委員 はい。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 はい、みなさん、こんにちは。担当の・・・です。

事務局の説明の通り、12月15日に本人に確認を致しました。

譲渡人の・・・さんは、高齢で農地の管理ができないということで、譲受人の・・・さんに売却するものです。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第53号63番は決定します。続きまして、64番の説明をお願いします。

事務局 はい、3頁をお願い致します。

64番 土地の所在

芦辺町住吉後触 字鬼川 ……番 地目 田 面積 2,122㎡

譲渡人 ……

譲受人 ……

経営地面積は、0㎡です。

申請理由

譲渡人 高齢で管理できないため売却する。

譲受人 買い受けて、耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は水稻の作付けです。

農機具は、トラクター、軽トラックを所有してあります。

農作業歴は0年です。

通作距離については、5 km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻の作付けでありますので、周辺への影響は、ないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。12月15日に・・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願いします。

・・・委員 はい。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 はい、みなさん、こんにちは。担当の・・・です。

事務局の説明の通り、12月15日に本人に確認を致しました。

譲受人の・・・さんは、今年から農業を始めたばかりで、知人で農業の縮小を計画している譲渡人の・・・さんから農地を買い受けるものです。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第53号64番は決定します。

続きまして、議案第54号「農地法第5条の規定による認可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、4頁お願いします。

議案第54号「農地法第5条の規定による認可申請について」農地転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

6番 土地の所在

郷ノ浦町志原西触 字室^{むろ}・・・番 地目 畑 面積1,670㎡

転用目的 資材置場

譲渡人

譲受人

申請理由

権利の設定内容は、売買です。

コンクリート二次製品の年次的に在庫管理を計画しており、既存の資材置場が、手狭になってきているので、申請地を購入し、新たに資材置場を設けたいというものです。

農用地区域除外は、県の同意を得て令和7年11月19日に完了しております。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断しております。

位置図、写真、配置図は、5頁から7頁です。令和7年8月25日の農振地域除外時に・・・委員さんと申請人の立会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願いします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 みなさん、こんにちは。担当の・・です。

事務局の説明の通り 8 月定例会の折に農振除外申請につきまして、ご承認を頂きました案件であります。

本人に、昨日電話で確認しました所、転用の許可が下り次第、計画通りに進めて行くという事でありましたので、皆様方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第 5 4 号 6 番は意見を付して進達します。

続きまして、議案第 5 5 号「壱岐農業振興地域整備計画変更(除外)に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、8 頁をお願いします。

議案第 5 5 号「壱岐農業振興地域整備計画変更(除外)に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第 1 3 条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の除外申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

3 番 土地の所在、

郷ノ浦町柳田触 字柳田 ・・・番 地目 田 面積 1, 3 5 1 m²

除外目的、駐車場

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由、

申請地を駐車場用地として整備したいので農振農用地からの除外を申請します、というものです。位置図、写真、配置図は 1 0 頁から 1 2 頁です。

1 2 月 1 6 日に・・委員さんと申請人との立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願いします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 皆さん、こんにちは。担当の・・です。

事務局の説明の通り、1 2 月 1 6 日に現地確認を致しました。

申請者の・・さんは、現在、柳田で・・・・・・・・・・を経営しておりますが、手狭のため、申請地付近に・・の移転を計画されました。しかし、店舗敷地内の駐車場では、スペースが不足するため、申請地に来客用兼従業員用の駐車場を整備したいとのことで農用地区域の除外申請を行いたいという事でありませす。特に周辺農地への影響はないと思っておりますが、皆さん方のご審議をよろしく申し上げます。

議長 以上の説明ですが、どなたかご質疑はございませんでしょうか。【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第 5 5 号 3 番は意見を付して回答

致します。続きまして4番の説明をお願いします。

事務局 はい、8頁をお願いします。

4番 土地の所在、

芦辺町箱崎谷江触 字飛石 . . . 番 地目 畑

面積 993㎡のうち481.91㎡

除外目的、宅地

申請人、.

申請理由、

申請地を宅地として整備したいので農振農用地からの除外を申請します、
というものです。位置図、写真、配置図は13頁から15頁です。

12月15日に. . 委員さんと申請人との立ち会いの下、現地確認を行って
おります。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願いします。

. . 委員 はい。

議長 はい、. . 番 . . 委員。

. . 委員 皆さん、こんにちは。担当の. . です。

事務局の説明の通り、12月15日に現地確認を致しました。

申請者の. . さんは、現在義理の両親と同居しているが、子供の成長に伴い手
狭になったため、申請地を買い受けて持ち家を建築したいという事で農用地区域
の除外申請を行いたいという事であります。

合併浄化槽も設置される予定でありますので、周辺農地への影響はないと思
いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願いします。

議長 以上の説明ですが、どなたかご質疑はございませんでしょうか。【異議なしの声
あり】それではご異議ないようですので、議案第55号4番は意見を付して回答
致します。続きまして5番の説明をお願いします。

事務局 はい、9頁をお願いします。

5番 土地の所在、

石田町石田西触 字原ノ久保 . . . 番 地目 畑 面積 1246㎡

除外目的、分譲宅地

申請人、.

申請理由、

申請地を分譲宅地として整備したいので農振農用地からの除外を申請します、
というものです。位置図、写真、配置図は16頁から18頁です。

宅地分譲にかかる転用は、申請にかかる住宅等に供される土地の造成のみを
目的とするものは、許可できないようになっておりますので、最終的には、予定の
3棟分の住宅が建設されることとなります。

12月15日に. . 委員さんと申請人との立ち会いの下、現地確認を行って
おります。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願いします。

・委員 はい。

議長 はい、・・番・・委員。

・委員 皆さんおはようございます。担当の・・です。

事務局の説明の通り、12月15日に現地確認を致しました。

申請者の・・さんは、申請地を分譲宅地3棟分にしたいという事で農用地区域の除外申請を行いたいという事であります。1棟目は既に検討している人がおり、2棟目、3棟目も順次紹介する予定ということであります。

合併浄化槽も設置される予定でありますので、周辺農地への影響はないと思いますが、皆さん方のご審議をよろしく願います。

議長 以上の説明ですが、どなたかご質疑はございませんでしょうか。【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第55号5番は意見を付して回答致します。続きまして6番の説明をお願いします。

事務局 はい、8頁をお願いします。

6番 土地の所在、

石田町筒城仲触 字大平・・番 地目 畑

面積 1175㎡のうち497.17㎡

除外目的、住宅用地

申請人、・・・・・・・・

申請理由、

申請地を宅地として整備したいので農振農用地からの除外を申請します、というものです。位置図、写真、配置図は19頁から21頁です。

12月15日に・・委員さんと申請人との立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願いします。

・委員 はい。

議長 はい、・・番・・委員。

・委員 皆さん、こんにちは。担当の・・です。

事務局の説明の通り、12月15日に現地確認を致しました。

申請者の・・さんの娘夫婦が帰郷するが、現在の居宅が手狭で、老朽化し、同居が難しいため、自己所有の申請地に持ち家を建築したいので、農用地区域の除外申請を行いたいという事であります。

合併浄化槽も設置される予定でありますので、周辺農地への影響はないと思いますが、皆さん方のご審議をよろしく願います。

議長 以上の説明ですが、どなたかご質疑はございませんでしょうか。【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第55号6番は意見を付して回答致します。

続きまして、議案第56号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)に関する意見について」と議案第57号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)に関する意見について」は、関連がありますので、一括上程したいと思いま

す。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案の第56号と議案第57号は一括して説明させていただきます。

はい、22頁をお願い致します。

議案第56号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)の意見審議について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見を求められたので、その判断を求めるものです。

23頁～24頁をご覧ください。令和7年12月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画については、この一覧表のとおりであります。

また、22頁をご覧くださいますと長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、賃貸借権設定について、10年間の田の新規が8筆で14,131㎡、更新が8筆で19,681㎡、5年間の田の新規が5筆で4,102㎡であり、合計が田畑合わせて21筆で37,914㎡であります。

続きまして、使用貸借権設定について10年間の田の新規が2筆で1,575㎡、5年間の田の新規が14筆で11,516㎡、10年間の畑の新規が4筆で4,104㎡で使用貸借権設定の合計が田畑合わせて20筆、17,195㎡であります。

続きまして、25頁をお願い致します。議案第57号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)の意見審議について」農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見を求められたので、その判断を求めるものです。26頁から27頁の令和7年12月農業委員会農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画については一覧表のとおりでありまして、再度、25頁をご覧くださいますと、計画につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人長崎県農業振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、集積計画表は、議案第56号で説明したとおりであります。

この計画につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第56号の農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)の公告と、農用地利用集積等促進計画(案)の決定は、同時施行と致します。

これによりまして、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地集積等促進計画を定めて、県知事が促進計画を、公告することによりまして、農地中間管理機構が借り手に農地を貸し付けるという手続きの流れになります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、これにつきましては、法に則って行いますので皆様方の意見を求めることとなります。何かございませんか。【異議なしの声あり】それでは、異議がないようでありますので、議案第56号と議案第57号は原案のとおり決定します。続きまして、その他の件をお願い致します。

事務局 事務局からのその他の件ですが、

① 1月の定例会の日程 令和8年1月26日(月)午前9時～

場所 壱岐市役所 石田庁舎 2階会議室

2月の定例会を 令和8年2月25日(水)午後4時～

午後6時から委員任期満了に伴う送別会を開催

② 非農地確認リストを1月6日までに提出願います。

③ イノシシの情報提供について

議長 他に皆さん方から何かありましたら。ございませんでしょうか。それでは、皆さん方から意見もないようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れ様でした。

閉 会 (午後 16:50)

以上のおり議事内容を記載し、事実と相違ないことを証するため署名する。

令和 7年12月19日

農業委員長 谷 島 栄 一 ⑩

署 名 人 松 尾 好 夫 ⑩

署 名 人 長 岡 智 香 子 ⑩